

行政調査新聞社
〒350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東三丁目八番地十三
TEL 049(237)5431 FAX 049(237)5432
http://www.gyouseinews.com/
社主 松本州弘

平成21年(2009年)

号外 行政調査新聞

5月号(号外)

行政調査新聞は、地域住民の権利を擁護し、行政と公共機関の横暴に対して断固たるメスを振るう新聞です。

「日本」の福祉都市」をめぐる東松山・坂本市政でまたも不祥事!

「保護」した孤老の通帳から消えた預金―市職員が死後勝手に引き出し

不法な「無権代理」行為―市役所は犯罪者の巣窟か?

不正行為のウラにまたしても坂本市長ファミリーの陰!!

昭和22年に生まれ、昨年4月26日に没したMさん(60・女性)。定住することなく、山間を移動しながら生業を営んできた「サンカ」(山窩)と呼ばれた人々の、最後のひとりである。Mさんの両親はサンカ研究の先駆者であった三角寛も取材しており、記録によれば9人兄弟の4女にあたる。セブリ(瀬降り)と呼ばれる河川敷のテント集落で生ま

れたMさんは母の死後、施設をへて就職し結婚。一時は建設会社の寮で生活していたのだが、再び夫と河川敷に小屋を建て住み着いた。やがて夫が亡くなり平成11年の冬、小屋が火災で全焼。Mさんは以前から面倒を見てくれていた農家が「生活保護」を申請し、農家が経営するアパートに移り住むことになった。「保護者」は「日本一の福祉都市」を目指す東松山市

だがMさんに対する市の扱いは常識きわまりないもの……いや、文盲のMさんにとつては、はっきりいえば「殺人的」だった。彼女に生活保護措置をとらず、布団さえ与えず、Mさんの預金を勝手に引き出していた東松山市。あげくにはMさんの死後、彼女の遺産を無断で遺族に分配していたのだ!

Mさんに「生活保護」措置をとらなかつた東松山市「いったい市役所は、Mさんに何をしていたのか」あまりにも痛々しいMさんの布団すらない孤独死

社会福祉協議会を舞台にしたリーマン社債1億円焦げ付き問題発生から、坂本祐之輔市長らによる市職員恫喝、それにさかのぼる常軌を逸した市役所内部での官製談合(職員2名が逮捕)など、「福祉の充実」を看板にした東松山市政が揺れている。こうしたなか、新

たな不祥事が発覚した。昨年4月26日に死去したMさんは、近所の要請もあつて数年前から東松山市役所福祉課による「生活支援」を受けていた。ところが、どういふわけか市役所が「預かってた」Mさん名義の預金通帳から、死亡前後に多額の現金が引き

出されているのである。約200万円あつた貯金は、Mさんが亡くなった当日から3日後にかけて、40万円、50万円という大きさでATMから下ろされているのだ。(詳細な内容は後述)。

Mさんが東松山市福祉課に「保護」された経緯を知ると、行政関係者は、こう述べる。

「Mさんは、昭和30年代頃まで東京を含む関東地方の山間で暮らしていたサンカ(山窩)とよばれる人々の末裔です。夫を亡くし孤独な身となり、障害も持つMさんをおかろいそうに思った近所の人

が「自分が経営しているアパートに入居させてもいいから、市で保護してあげてほしい」と申し出て、この人と市役所との話し合いでアパート入居となり、以後福祉課のケースワーカーの訪問をしばしば受けながら暮らすようになったのです」

市福祉課の常識で考えられぬ不法な「無権代理行為」遺産分割協議もないまま個人の遺産を勝手に分配 坂本市政下の東松山市役所は「無法地帯」か?

Mさん名義の預金通帳から、残高が最高額だった4月15日以降に出金された額と日時等は、表のとおりである(カッコ内は残高)。

以上は、本紙が遺族ら

持つ高齢者だったからです。そして、つぎり生活保護を受給して暮らせるようになったと思っていたのに、Mさんが亡くなってから部屋に入るとコタツに冷蔵庫があるものの、布団もないありさま。そのコタツや冷蔵庫も近所の人があげたものです。市からケースワーカーが週2日来ていたにもかかわらず、です。『いったい、市役所はMさんにどんな暮らしをさせていたのか』と、近所では怒り出す人もいました(前出の市民)。

本紙が取材してみたところ、驚くべき事実が次々と明らかになった。まず、東松山市福祉課はMさんに生活保護を受給させていなかった。そして驚くべきことに、Mさんの障害者年金が定期的に振り込まれる預金通帳を市役所が預かっていたのだ。残された通帳によると、その残高は

死の直前の4月15日には201万1649円にもなる。その前の2月18日までさかのぼると、数日おきに数千円から27000円程度まで(これは振り込みなので家賃ではないかと思われる)、9回にわたって出金されている。

「残高が200万円くらいもある通帳が出てきたというので、家主さんを含め近所の人には驚いていました。まさか市役所がそんなものを預かっているとは、想像もつかなかったものですか。『そんな金を預かっていたなら、なんで布団くらい買ってやらなかつたんだ』と、Mさんが不憫でなりませんでした(同)」

Mさんに対する東松山市役所あまりに杜撰な仕打ちに、事情を知る市民の怒りは高まるばかりだ。しかし、ことはそれだけにとどまらなかつたのである。

の協力で提供された通帳コピーの記載によるもの。Mさんが亡くなったのは4月26日。その前日を含め、死後に至るまで3回にわたって、計140万円が引き出されている。

Mさんの預金通帳による出金記録(H21.4.15以降)

4月17日	12,000円	(1,999,649円)
4月25日	10,000円	
4月25日	400,000円	
4月25日	105円	※手数料
4月26日	500,000円	
4月26日	210円	※手数料
4月28日	500,000円	(589,334円)

生前のMさんとよく言葉を交わしたという近所の人

「Mさんにこんな多くの貯金があったなんて、驚きです。生活保護を受けているとばかり思っていたものですから。でも、なんでMさん名義のお金がこれだけあるのに、あんなにじじいな暮らしを市役所の担当者はさせていたんでしょうか」

Mさんが市役所の保護を受けた頃から事情をよく知る人は、こう語っている。「いっしょに暮らしていた兄が亡くなったとき、貯金を100万円くらい引き継いだのです。その後、Mさん自身に支給される障害年金が口座に入金され続けたのですが、Mさんはこれを自分で一向に使えないまま、貯まっていたのです。Mさんは『役所の人がお金を自由に使わせてくれない』ってボヤいていました。が、私たちは『そんなことないよ。ちゃんと相談して

「ごらん」とアドバイスをしました。結局、預金通帳は東松山市役所の福祉課が預かっていて、市の担当職員がお金の出し入れ一切をやっていたのです」

実は、一見「親切」に思えそうな東松山市福祉課のこの行為は、法を逸脱する重大な誤りだったのである。これについては、後述する。

それにしても、福祉課の担当職員は、何を判断基準にして大小の金額をMさん名義の預金口座から引き出していったのか。これらの金額の使途について、Mさんの世話をやいていた住民の一人が不審に思い、市役所福祉課に説明を求めた(Mさん預金の引き出し内訳)を参照してください。これは、東松山市役所が使用している事務箋に書き留められている。

福祉課が説明した「Mさん預金の引き出し内訳」

貯金高	1,989,649円
市役所支出	496,171円
M子支払分	200,000円
H子支払分	200,000円
S次支払分	500,000円
不明金	3,217円
貯金残高	590,261円 (H20.9.30 解約時残金)
S郎支払分	250,000円
寺支払分	60,000円 (高済寺)
現在の残金	280,261円

ここに「M子」「H

またも犯罪行為である。昨年の官製談合事件、坂本市長と側近らによるリマンブラザーズ債焦げ付き1億円損失の隠蔽工作や職員恫喝、坂本市長ファミリーによる高齢者配食サービスを舞台にした福祉の「食い物」化、同じく坂本ファミリー・ルートの関与

Mさん担当のケースワーカーは「坂本市長の親族」 東松山市役所は「犯罪者の伏魔殿」か？ 東松山市民よ、もはや坂本市政の転換は急務だ！

「食い物」化、同じく坂本ファミリー・ルートの関与

が濃厚な大東文化大学と不可解な土地取引・小学校敷地引渡しなどに続き、次々と腐臭ただよう悪事の片鱗が見えてくる。東松山市役所とは、まるで「犯罪者の伏魔殿」ではないか。先の元行政マン氏は、次のようにも述べる。

扱いには、驚きを通り越したものがあります。しかし、地方公務員というものは、県レベルでの研修交流も行われ、人事交流もある。この市だけが他の自治体と比べてことさら違法行為が多いことを、職員

初めて出金させるのが原則です。ただ事情によっては葬儀費用その他で当座の現金が必要な場合、所定の手続きで出金させていただくことになっています。Mさんのケースについては、驚いています。市役所がお客様の預金通帳を預かっては、自動支払機を使う限り把握しようがありません。本紙は、この事実を把握した後、口座を扱っていた銀行支店や行政専門家のもとを訪れ、これまでの調査で明らかになった事実について見解を問うた。銀行支店の担当者は、こう語った。「亡くなった方の名義である預金口座は、当然銀行側がお客様の死亡を把握すれば、すぐに凍結して出金を止めます。遺族による遺産分割協議の成立を見て、

こんな犯罪のリーダーを選んではしまったのは、他ならぬ東松山市民なのだ。今からでも遅くない。坂本市長を引きずりおろせ！


世の中では「振り込め詐欺」が横行している。それは、その代行について厳密にチェックされるように指導がされている。ところが東松山市福祉課は、こんな世間的常識のイロハに属す

度活用申し立てをし、保護を行うのです。これが自治体の福祉行政の基本です。東松山市福祉課は、民法や制度をまったく無視した独断、我流でMさんを「保護」したのであり、これは刑事犯罪に匹敵する大きな誤りです」

る手続きすら怠っていたのである。元行政マンは、こう述べる。「孤独で身寄りがなかったり、親族が近くにいなかったりする痴呆症や精神障害の高齢者等についてその財産管理を代行するのは『成年後見制度』を活用することになっています。障害や痴呆の程度等によって、後見人、補佐、補助の3通りの代行者・援助者が任命されることになっており、親族かその人の住む自治体の首長が裁判所に成年後見制度活用の申し立てをし、保護を行うのです。これが自治体の福祉行政の基本です。東松山市福祉課は、民法や制度をまったく無視した独断、我流でMさんを「保護」したのであり、これは刑事犯罪に匹敵する大きな誤りです」

本紙は、次のような情報も得て、裏づけも得た。Mさんを担当した職員(ケースワーカーK氏)は坂本市長の親族なのだ。週に2回もMさんを担当しつつも、布団すら与えず、いったい何をしていたのか。「日本一の福祉都市」という目標を掲げつつも、福祉を食い物にし、そして福祉でしっかり守らなければならぬはずの弱者をないがしろにする東松山市政。

170万人の読者が見ています！
ビッグニュースが盛り沢山
「インターネット行政調査新聞」
<http://www.gyouseinews.com/>



行政調査新聞では
市民の皆様からの投書、投稿を募集しています。郷土・埼玉への建設的ご意見をお待ちしております

〒350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東 3-8-13
行政調査新聞社
TEL 049 (237) 5431 FAX 049 (237) 5432